

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	個人住民税の課税客体の調査に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

結城市は、個人住民税の課税客体の調査に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

茨城県結城市長

## 公表日

令和6年3月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の課税客体の調査に関する事務
②事務の概要	個人住民税の調査事務を公正かつ適正に行う。
③システムの名称	個人住民税システム、収納管理システム、口座管理システム、申告受付システム、eLTAXシステム、国税連携システム、共通宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一の16の項</li><li>・番号法第9条第3項</li><li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第19条第8号</li><li>・番号法 別表第二 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税情報」が含まれる項(27の項)</li><li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条</li></ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画財務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
地方公共団体情報システム機構(J-LIS)、総務省、国税庁、地方税電子化協議会	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	企画財務部 税務課 (茨城県結城市中央町二丁目3番地) 0296-32-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	企画財務部 税務課 (茨城県結城市中央町二丁目3番地) 0296-32-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月11日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月15日	表紙 評価書名	市民税の課税客体の調査・賦課事務 基礎項目評価書	個人住民税の課税客体の調査に関する事務基礎項目評価書	事後	内容の見直し
平成31年3月15日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	結城市は、市民税の課税客体の調査・賦課における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	結城市は、個人住民税の課税客体の調査に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	内容の見直し
平成31年3月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	市民税の課税客体の調査・賦課	個人住民税の課税客体の調査に関する事務	事後	内容の見直し
平成31年3月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	市民税の課税客体の調査・賦課を公正かつ適切に行う。	個人住民税の調査事務を公正かつ適正に行う。	事後	内容の見直し
平成31年3月15日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	納税義務者一覧	個人住民税システム台帳(課税情報ファイル)	事後	内容の見直し
平成31年3月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当課所 ②所属長	税務課長 大森 加代子	税務課長	事後	内容の見直し
平成31年3月15日	IVリスク対策1～9	項目なし	IVリスク対策1～9への記載	事後	項目追加
平成31年3月15日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成31年3月15日時点	事後	時点修正
平成31年3月15日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成31年3月15日時点	事後	時点修正
令和2年3月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120項)	番号法第19条第7号 別表第二(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120項)	事後	内容の見直し
令和2年3月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	平成31年3月15日 時点	令和2年3月16日 時点	事後	時点修正
令和2年3月27日	IIしきい値判断項目 1. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成31年3月15日 時点	令和2年3月16日 時点	事後	時点修正
令和3年3月10日	表紙 公表日	令和2年3月27日	令和3年3月10日	事前	時点修正
令和3年3月10日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	個人住民税システム台帳(課税情報ファイル)	個人住民税賦課情報ファイル	事前	内容の見直し
令和3年3月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	市民生活部 税務課	企画財務部 税務課	事前	内容の見直し
令和3年3月10日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	市民生活部 税務課(茨城県結城市結城1447) 0296-32-1111	企画財務部 税務課(茨城県結城市中央町二丁目3番地) 0296-32-1111	事前	内容の見直し
令和3年3月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民生活部 税務課(茨城県結城市結城1447) 0296-32-1111	企画財務部 税務課(茨城県結城市中央町二丁目3番地) 0296-32-1111	事前	内容の見直し
令和3年3月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	令和2年3月16日 時点	令和3年3月3日 時点	事前	時点修正
令和3年3月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和2年3月16日 時点	令和3年3月3日 時点	事前	時点修正
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120項)	番号法第19条第8号 別表第二(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120項)	事後	番号利用法の号ズレ対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120項)	・番号法第19条第8号 ・番号法 別表第二 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税情報」が含まれる項(27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	事後	内容の見直し
令和4年3月2日	表紙 I～IV		評価書中の「カンマ」の記載を「読点」に変更	事後	内容変更
令和4年3月2日	表紙 公表日	令和3年3月10日	令和4年3月11日	事前	時点修正
令和4年3月2日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月3日 時点	令和4年3月2日 時点	事前	時点修正
令和4年3月2日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月3日 時点	令和4年3月2日 時点	事前	時点修正
令和5年2月24日	表紙 公表日	令和4年3月11日	令和5年3月10日	事前	時点修正
令和5年2月24日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月2日 時点	令和5年3月6日 時点	事前	時点修正
令和5年2月24日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月2日 時点	令和5年3月6日 時点	事前	時点修正
令和6年3月7日	表紙 公表日	令和5年3月10日	令和6年3月15日	事前	時点修正
令和6年3月7日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月6日 時点	令和6年3月11日 時点	事前	時点修正
令和6年3月7日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年3月6日 時点	令和6年3月11日 時点	事前	時点修正